

高年齢労働者の労働災害防止対策について

～エイジフレンドリー指針等について～

厚生労働省 北海道労働局
北見労働基準監督署

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

本資料におけるスライドタイトルの記載部分

厚生労働省 名称局名称課
日本 太郎

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

高年齢労働者の労働災害防止対策について

令和7年5月に公布された改正安衛法により、高年齢労働者の特性に配慮した作業環境の改善、作業管理などを行うことが事業者の努力義務となりました。

また、事業者が適切かつ有効な対策を講ずるための指針「エイジフレンドリー指針」を定めました。

(高年齢者の労働災害防止のための措置)

労働安全衛生法第62条の2

1 事業者は、高年齢者の労働災害の防止を図るため、高年齢者の特性に配慮した作業環境の改善、作業の管理その他の必要な措置を講ずるように努めなければならない。

2 厚生労働大臣は、[前項](#)の事業者が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

高年齢労働者の労働災害防止対策について

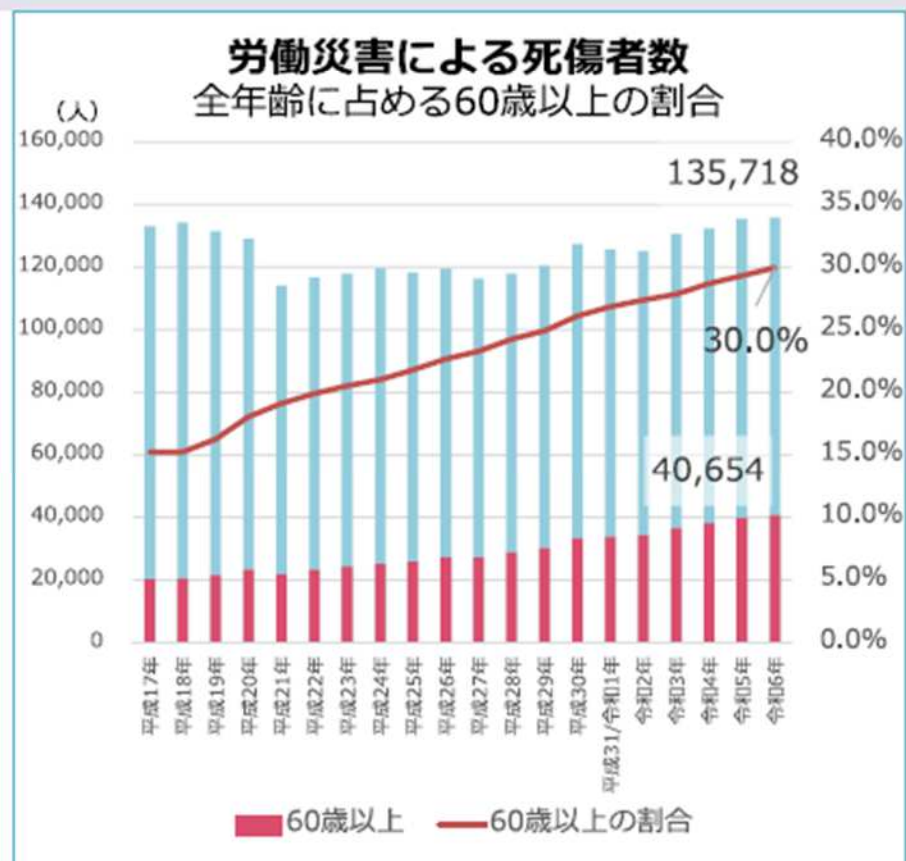
高年齢労働者をめぐる現状

- 雇用者全体に占める60歳以上の高年齢者の割合は19.1%(令和6年)、労働災害による休業4日以上之死傷者数に占める60歳以上の高年齢労働者の割合は30.0%(同)となっている。
- 休業4日以上之死傷災害の度数率は、加齢に応じ上昇していく傾向がある。また、休業見込期間をみると年齢が上がるにしたがって長期間となっている。
- 高年齢者の災害発生率の増加には、個人によりばらつきはあるが、業務に起因する労働災害リスクに、加齢とともに進む筋力やバランス能力等の身体機能や身体の頑健さの低下による労働災害リスクが付加されていることが大きいと考えられる。
- 高年齢労働者の労働災害に関する調査研究について、①転倒・腰痛の行動災害に関するエビデンス、②身体機能と労働災害に関するエビデンスと対策、③産業現場で活用可能な身体機能測定、④労働者の体力測定に関わる研究例をレビューするとともに、高年齢労働者の労働災害防止対策の事例を検討した。

高年齢労働者の労働災害防止対策について

60歳以上の雇用者の割合及び労働災害の状況

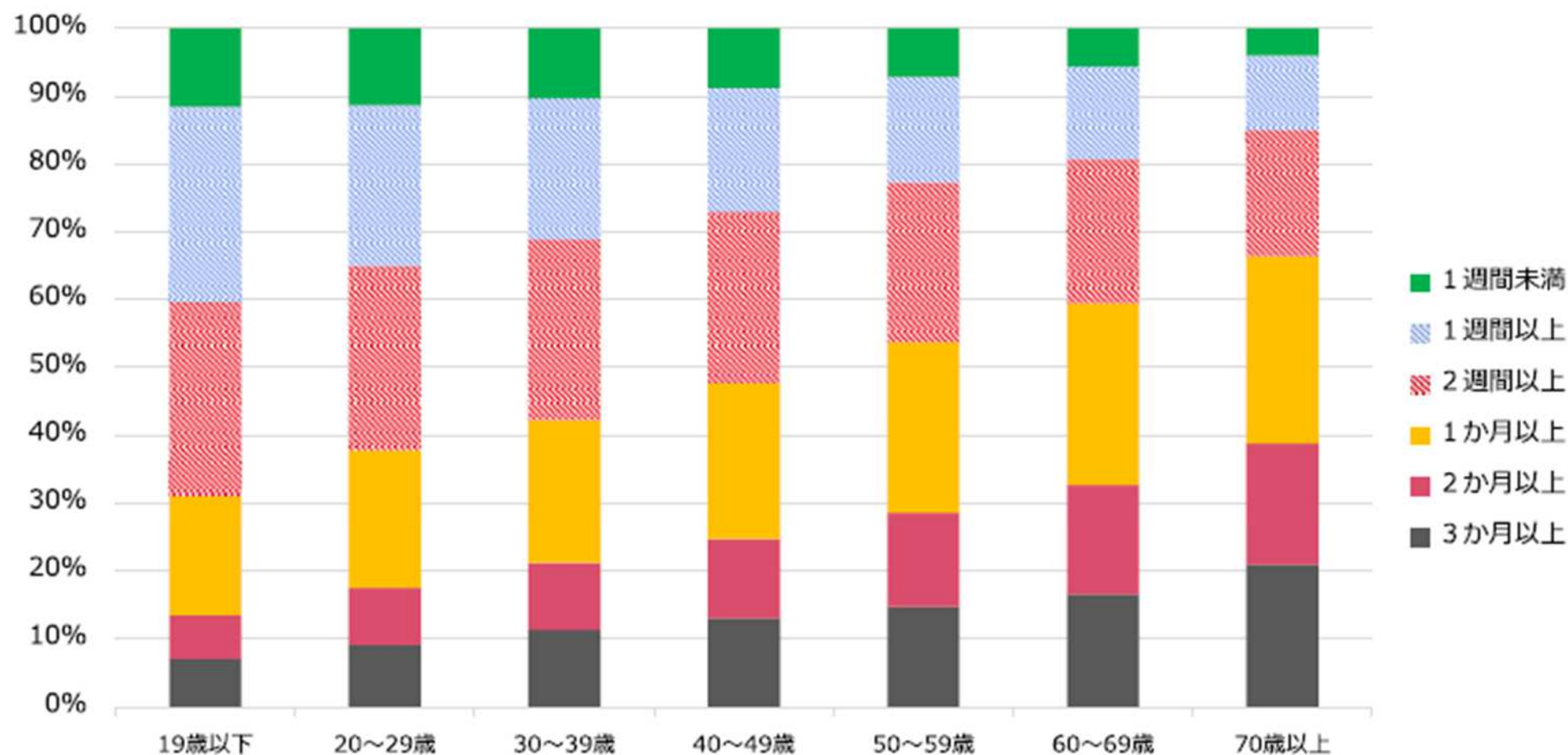
人口動態の変化や高齢者の健康状態の向上等を背景に、雇用者全体に占める60歳以上の高年齢者の割合は19.1%(令和6年)となっている。また、労働災害による死傷者数（休業4日以上）に占める60歳以上の高年齢者の割合は30.0%(同)となっている。



高年齢労働者の労働災害防止対策について

【参考】年齢層別 労働災害による休業見込み期間（令和6年）

休業見込み期間は、年齢が上がるにしたがって長期間となっている。

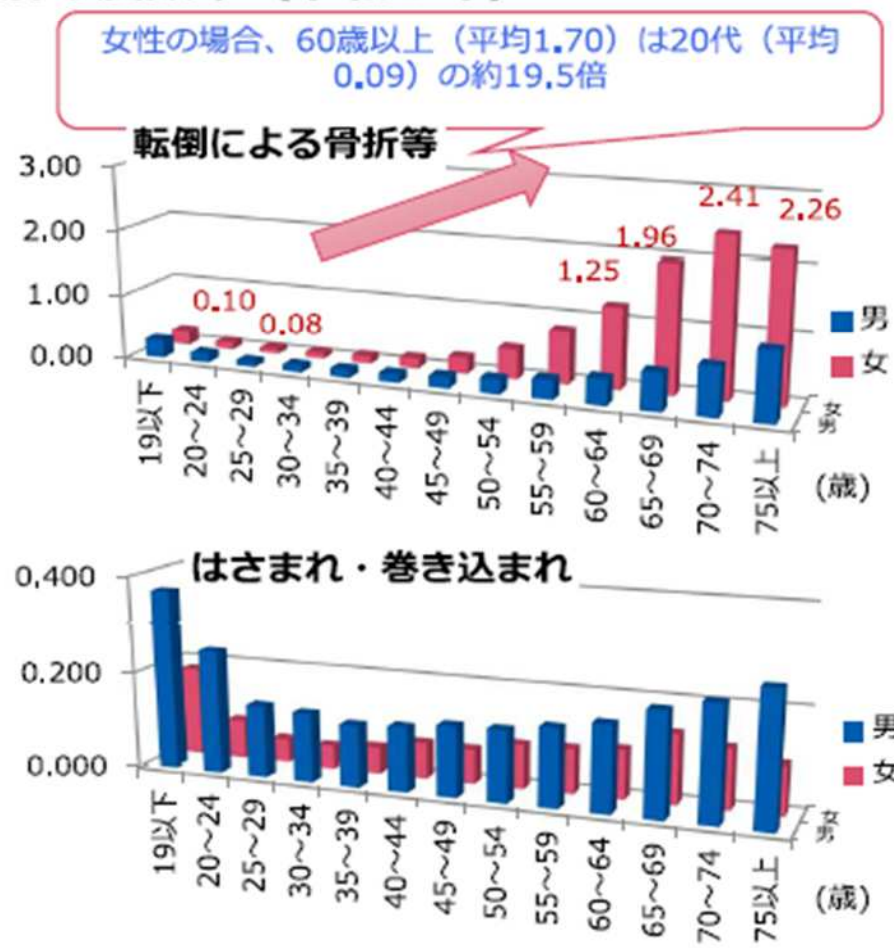
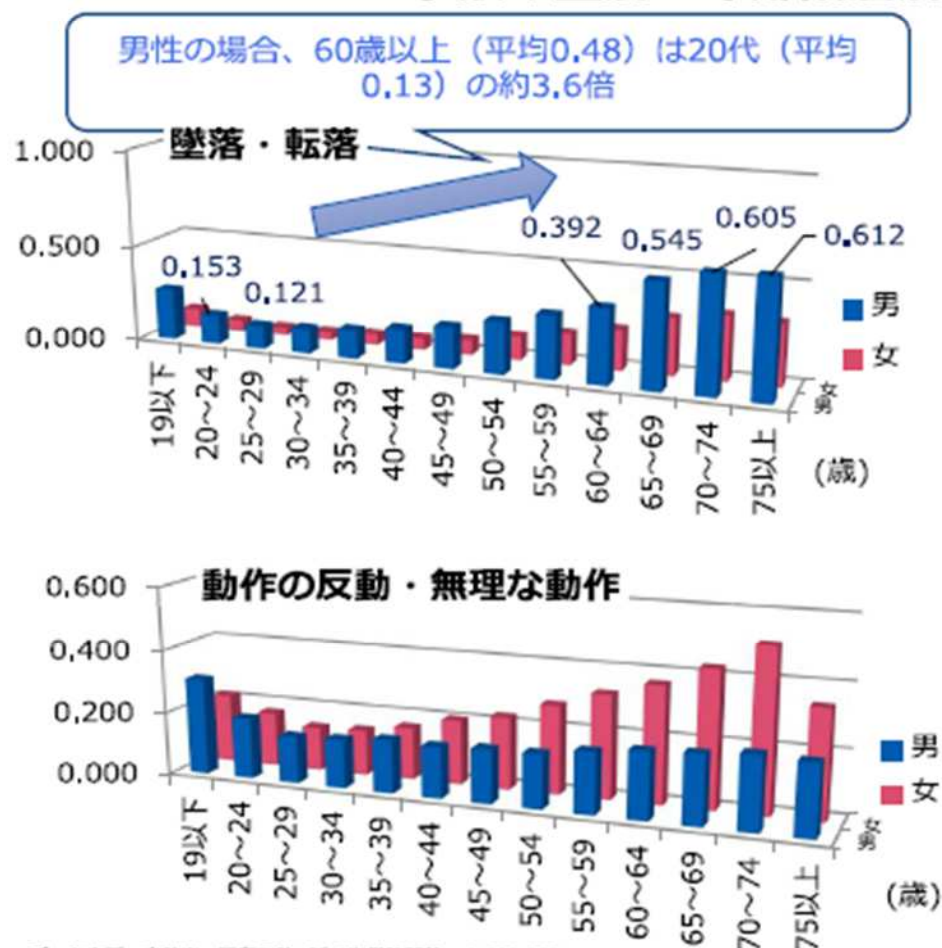


高年齢労働者の労働災害防止対策について

年齢層別・男女別の労働災害発生率（度数率）の傾向（事故の型別の分析）

- 「墜落・転落」、「転倒による骨折等」では、特に60歳以上で、加齢に応じ、労働災害発生率（度数率）が著しく上昇する。
- 「動作の反動・無理な動作」と「はさまれ・巻き込まれ」も、加齢に応じ、労働災害発生率が上昇する傾向がある。

事故の型別・年齢階層別・男女別の度数率（令和6年）



高齢労働者の労働災害防止対策について

加齢による身体機能の低下による労働災害リスクの増加

高齢者の災害発生率の増加には、個人によりばらつきはあるが、業務に起因する労働災害リスクに、加齢とともに進む筋力やバランス能力等の身体機能や身体の頑健さの低下による労働災害リスクが付加されていることが大きいと考えられる。

＜ケース①＞

工場の作業場で水をまいて清掃していた
↓
濡れた床で足をすべらせ、転倒
↓
右手をつき、**骨折**（休業見込期間は**6か月**）



＜労働災害の発生要因＞ 清掃中に床が濡れていた。身体機能の低下も一因と推察される。

被災者情報

性別	女性
年齢	60代
経験年数	9か月

＜ケース②＞

商品の陳列作業中に、店内の別の売場に商品を取りに行く
↓
床に足をとられ、**何も無いところでつまづき、転倒**
↓
右ひざを床に強打し、**骨折**（休業見込期間は**2か月**）



＜労働災害の発生要因＞ 身体機能の低下。

被災者情報

性別	女性
年齢	70代
経験年数	1年

＜ケース③＞

不点灯の蛍光管を交換するため、脚立を用いて作業していた
↓
ステップで足を踏み外し、**転落**
↓
右足を床面に強打し、**捻挫**（休業見込期間は**1か月**）



＜労働災害の発生要因＞

照度が不十分な環境であったことに加え、労働者の視力や筋力等の身体機能の低下も一因と推察される。

被災者情報

性別	男性
年齢	60代
経験年数	3年

高年齢労働者の労働災害防止対策について

エイジフレンドリーガイドラインに基づく対策の状況

- 「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」（エイジフレンドリーガイドライン）に基づく取組が進んでいない。とりわけ、身体機能の低下等による労働災害発生リスクに関するリスクアセスメントの実施や身体機能の低下を補う設備・装置の導入の状況をはじめとして、全体的に低調となっている。
- 取り組んでいない理由について、「自社の60歳以上の高年齢労働者は健康である」と回答した事業場が多くなっている（48.1%）。身体機能の低下による労働災害のリスクへの理解が進んでおらず、その結果、そのような労働災害の防止のための取組が行われないことで、労働災害の増加に歯止めがかからない状況に繋がっていると考えられる。

60歳以上の高年齢労働者が業務に従事している事業所	「エイジフレンドリーガイドライン」を知っている	高年齢労働者に対する労働災害防止対策に取り組んでいる	高年齢労働者の労働災害防止対策に取り組む方針の表明	身体機能の低下等による労働災害発生リスクに関するリスクアセスメントの実施	身体機能の低下を補う設備・装置の導入	高年齢労働者の特性を考慮した作業管理	労働災害防止を目的とした体力チェックの実施	個々の高年齢労働者の健康や体力の状況に応じた対応	高年齢労働者の特性に応じた教育	その他
77.7%	23.1%	19.3%	20.3%	29.4%	25.2%	56.5%	10.3%	45.9%	27.7%	1.4%

高年齢労働者の労働災害防止対策に取り組んでいない理由

必要性を感じない	自社の60歳以上の高年齢労働者は健康である	他の経営課題と比較して優先順位が低い	高齢者扱いをすると労働者が反発する	取り組み方がわからない	労働者の関心がない	その他	不明
23.2%	48.1%	14.2%	12.9%	33.5%	15.4%	3.4%	3.1%

高年齢労働者の労働災害防止対策について

改正の背景

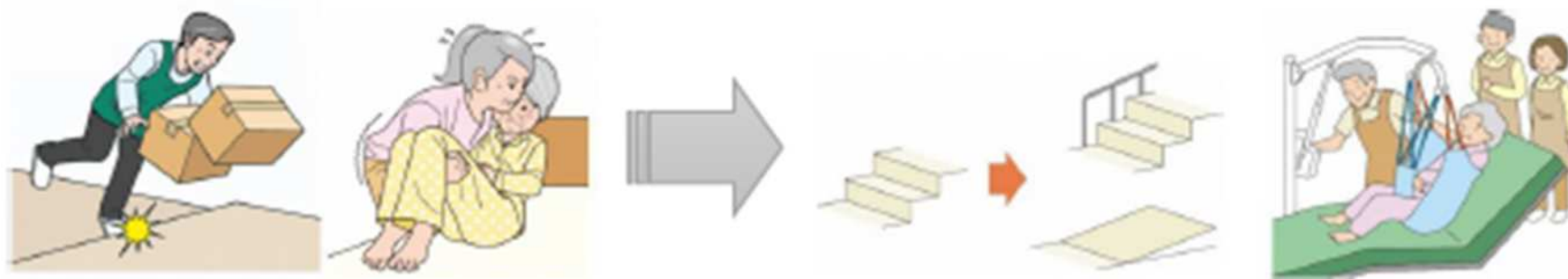
- 我が国は高齢化社会へと移行し、労働者の**高齢化**が急速に進んでいる
- 高年齢者の労働災害が増加しており、他の世代と比べて、労働災害の**発生率が高い**
- 被災時の**重症化**や**長期休業**の傾向が顕著である

事業者は、高年齢者の労働災害の防止を図るため、

「高年齢者の特性に配慮した作業環境の改善」

「作業の管理その他の必要な措置」

を講ずる必要があります。【労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第62条の2第2項】



☆「高年齢者の労働災害防止のための指針」に沿って対策を進めて下さい☆

高齢労働者の労働災害防止対策について

高齢者の労働災害防止のための指針 概要

第1 趣旨

労働安全衛生法第62条の2第2項に基づき、高齢者の特性に配慮した作業環境の改善、作業の管理等、高齢者の労働災害の防止を図るために事業者が講ずるよう努めなければならない措置に関し、その適切かつ有効な実施を図るため定めたもの。

第2 事業者が講ずべき措置

以下の1～5に掲げる事項について、各事業場における高齢者の就労状況や業務の内容等の実情に応じて、国、関係団体等による支援も活用して、実施可能な対策に積極的に取り組むことが必要である。

1 安全衛生管理体制の確立等

- 経営トップによる方針表明及び体制整備
 - ・ 経営トップが高齢者の労働災害防止対策に取り組む方針を示し、対策の実施体制を明確化すること。
 - ・ 高齢者の労働災害防止について、安全衛生委員会等において調査審議するなど労使で話し合うこと。
- 高齢者の労働災害防止のためのリスクアセスメントの実施
 - ・ 高齢者の身体機能等の低下等による労働災害の発生リスクについて、災害事例等からリスクを洗い出して対策の優先順位を検討し、その結果も踏まえ以下の2～5を参考に優先順位の高いものから取組事項を決めること。

2 職場環境の改善

- 身体機能の低下を補う設備・装置の導入
 - ・ 高齢者が安全に働き続けられるよう、施設、設備、装置等の改善を行うこと。
- 高齢者の特性を考慮した作業管理
 - ・ 筋力、バランス能力、敏捷性、全身持久力、感覚機能、認知機能の低下等を考慮して作業内容等の見直しを行うこと。

3 高齢者の健康や体力の状況の把握

- 健康状況の把握
 - ・ 労働安全衛生法で定める雇入時及び定期的健康診断を確実に実施すること。
- 体力の状況の把握
 - ・ 高齢者の体力の状況を客観的に把握し必要な対策を行うため、主に高齢者を対象とした体力チェックを継続的に実施することが望ましいこと。事業場の実情に応じて青年、壮年期から実施することが望ましいこと。
- 健康や体力の状況に関する情報の取扱い
 - ・ 「労働者の心身の状態に関する情報の適正な取扱いのために事業者が講ずべき措置に関する指針」を踏まえた対応を行うこと。

4 高齢者の健康や体力の状況に応じた対応

- 個々の高齢者の健康や体力の状況を踏まえた措置
 - ・ 健康や体力の状況を踏まえて必要に応じ就業上の措置を講じること。
- 高齢者の状況に応じた業務の提供
 - ・ 高齢者に適切な就労の場を提供するため、職場環境の改善を進めるとともに、働き方のルールを構築するよう努めること。
 - ・ 高齢者の業務内容の決定の際は、健康や体力の状況に応じて、安全と健康の観点から踏まえた適合する業務とのマッチングに努め、継続した業務の提供に配慮すること。
 - ・ 高齢者の治療と就業の両立については「治療と就業の両立支援指針」に基づく取組に努めること。
- 心身両面にわたる健康保持増進措置
 - ・ 集団及び個々の高齢者を対象として、身体機能等の維持向上のための取組を実施することが望ましいこと。
 - ・ 「事業場における労働者の健康保持増進のための指針（THP指針）」、「労働者の心の健康の保持増進のための指針（メンタルヘルズ指針）」等に基づく取組に努めること。

5 安全衛生教育

- 高齢者に対する教育
 - ・ 法令に基づく教育等を確実に行うこと。また、作業内容とそのリスクについての理解を得やすくするため十分な時間をかけること。中でも、高齢者が再雇用や再就職等により経験のない業種や業務に従事する場合には、特に丁寧な教育訓練を行うこと。
- 管理監督者等に対する教育
 - ・ 管理監督者等に対し、高齢者特有の特性と高齢者の安全衛生対策について教育を行うこと。

第3 労働者と協力して取り組む事項

事業者は、高齢者の特性に配慮した作業環境の改善、作業の管理その他の必要な措置を講ずるよう努める必要があり、個々の労働者は、自らの身体機能等の低下が労働災害リスクにつながり得ることを理解し、労使の協力の下で取組を進めること。

第4 国、関係団体等による支援

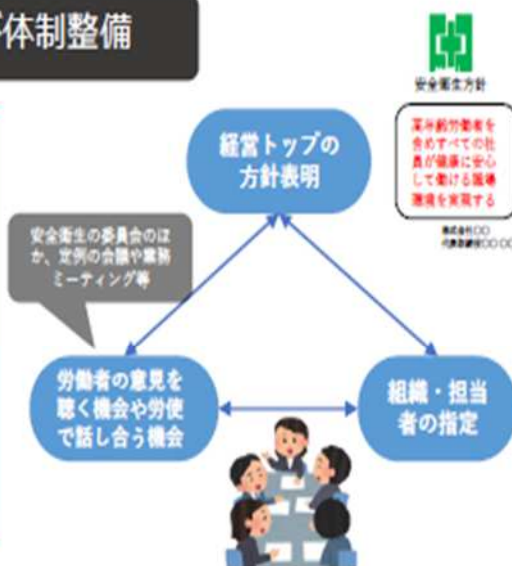
事業者は、国、関係団体等による支援策を有効に活用すること。

高齢労働者の労働災害防止対策について

実施事項 1 安全衛生管理体制の確立等

1 経営トップによる方針表明及び体制整備

- 経営トップが高齢者の労働災害防止対策に取り組む方針を示し、対策の実施体制を明確化すること。
- 高齢者の労働災害防止について、安全衛生委員会等において調査審議するなど労使で話し合うこと。



2 危険源の特定等のリスクアセスメントの実施

高齢者の身体機能等（筋力、バランス能力、敏捷性、全身持久力、感覚機能、認知機能）の低下等による労働災害の発生リスク（転倒、重量物作業、熱中症等）について、災害事例等からリスクを洗い出し、対策の優先順位を検討し、優先順位の高いものから取組事項を決めること。
(実施事項2～5を参考に決定)

発生リスクには、高齢者の状況によりフレイルやロコモティブシンドロームも考慮

<フレイル>

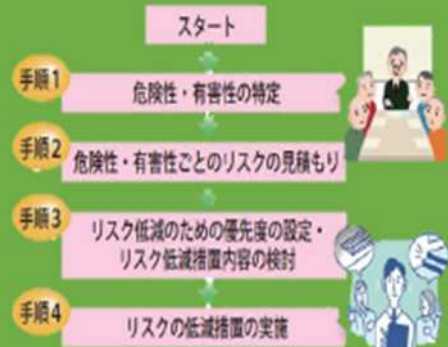
加齢とともに、筋力や認知機能等の心身の活力が低下し、生活機能障害や要介護状態等の危険性が高くなった状態

<ロコモティブシンドローム>

年齢とともに骨や関節、筋肉等運動器の衰えが原因で「立つ」、「歩く」といった機能（移動機能）が低下している状態

危険源の特定等のリスクアセスメント及び対策の検討

リスクアセスメントの基本的な手順



【参考（厚生労働省ホームページ）】

【厚生労働省ホームページ】

【厚生労働省 職場の安全サイト】

事例でわかる職場のリスクアセスメント 労働災害予防、ヒヤリ・ハット事例集



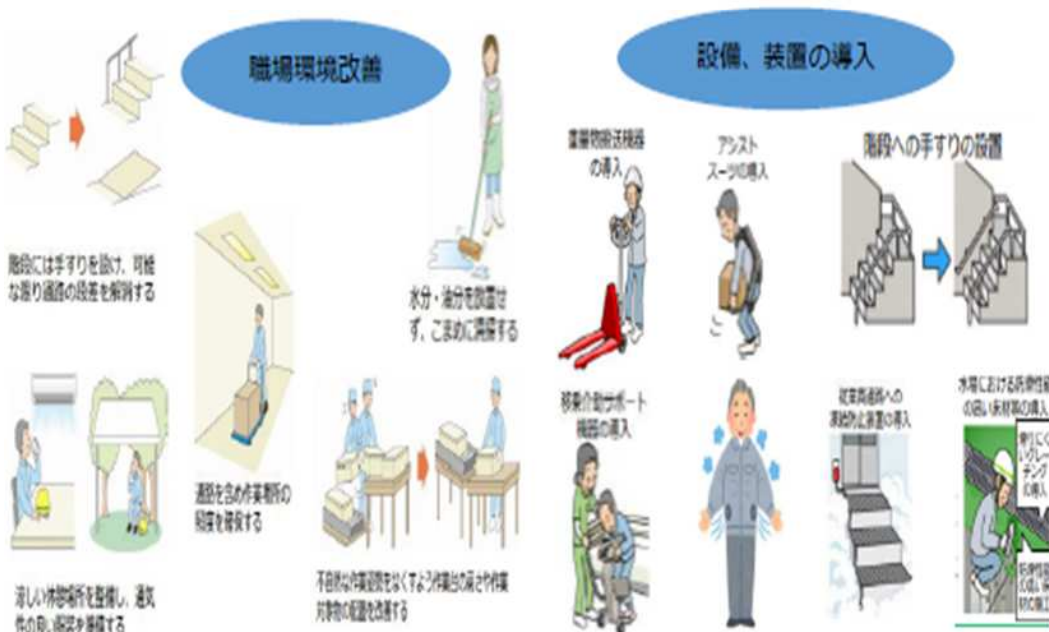
高齢労働者の労働災害防止対策について

実施事項 2 職場環境の改善

1 身体機能の低下を補う設備・装置の導入

高齢者が安全に働き続けられるよう、施設、設備、装置等の改善を行うこと。

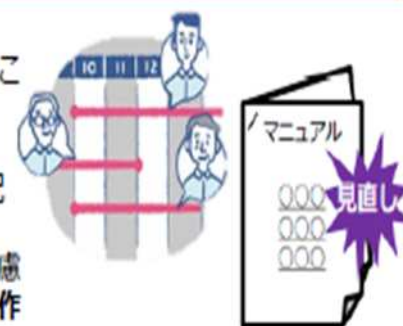
(リスクアセスメントの結果を踏まえ、優先順位を付けて取り組む)



2 高齢者の特性を考慮した作業管理

筋力、バランス能力、敏捷性、全身持久力、感覚機能、認知機能の低下等を考慮して作業内容等の見直しを行うこと。（事業場の実情に応じた優先順位を付けて改善に取り組む）

- 事業場の状況に応じて、勤務形態や勤務時間を工夫することで高齢労働者が就労しやすく
- （短時間勤務、隔日勤務、交替制勤務等）
- ゆとりのある作業スピード、無理のない作業姿勢等に配慮した作業マニュアルを策定
- 注意力や集中力を必要とする作業について作業時間を考慮
- 身体的な負担の大きな作業では、定期的な休憩の導入や作業休止時間の運用



実施事項 3

高年齢者の健康や体力の状況の把握

1 健康状態の把握

労働安全衛生法で定める雇入時及び定期の健康診断を確実に実施すること。

＜労働安全衛生法で定める健康診断の対象にならない者＞
地域の健康診断等（特定健康診査等）の受診への柔軟な対応等 （必要に応じて実施時期の変更や実施の形態など）
事業場の実情に応じて、健康診断を実施するよう努める



高年齢労働者の労働災害防止対策について

定期健康診断の流れ

意見聴取の内容

事業者は、就業上の措置に関し、その必要性の有無、講ずべき措置の内容等に係る意見を医師等から聞く必要があります。

(1) 就業区分及びその内容についての意見

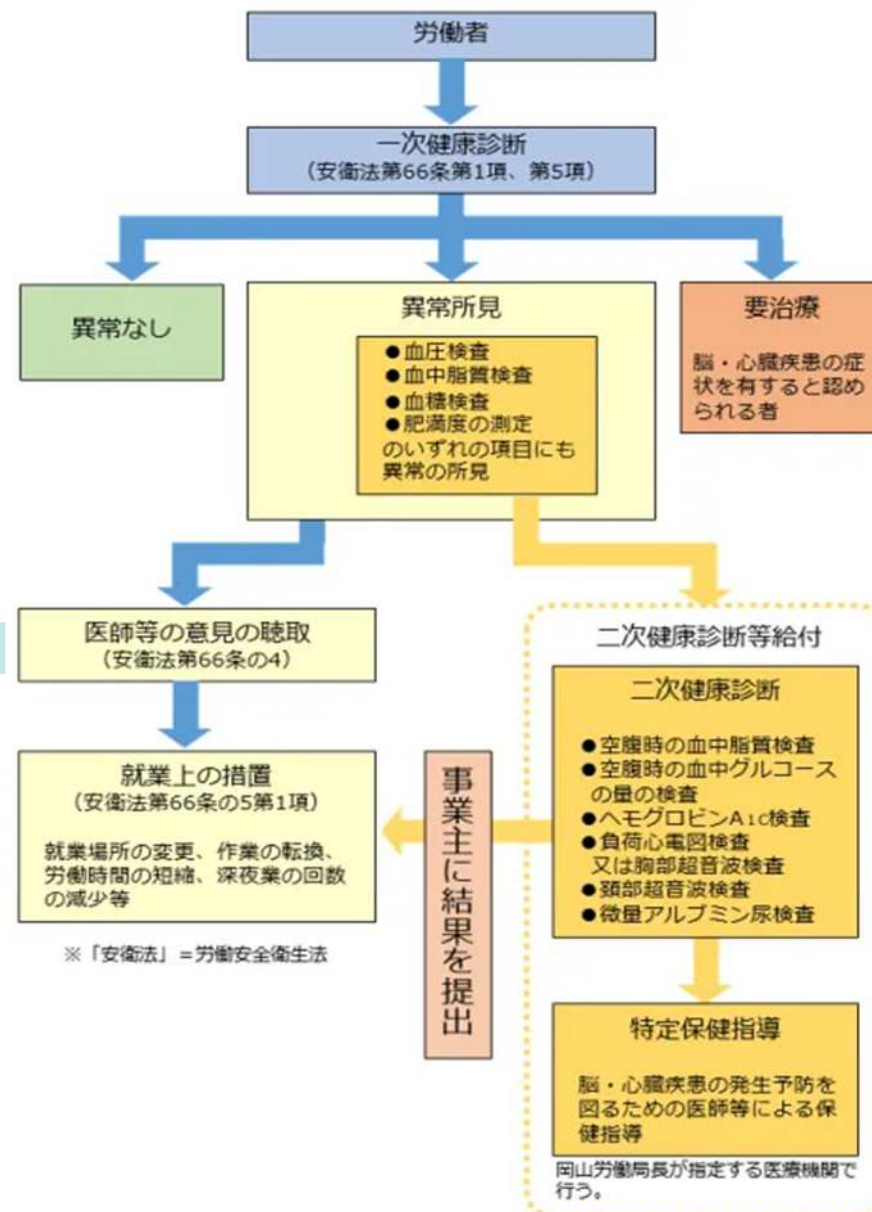
当該労働者に係る就業区分及びその内容に関する医師等の判断を下記の区分を例にして求めます。

健康診断の結果についての医師等からの意見聴取^{※2}（法第66条の4）

就業区分		就業上の措置の内容
区分	内容	
通常勤務	通常の勤務でよいもの	—
就業制限	勤務に制限を加える必要のあるもの	勤務による負担を軽減するため、労働時間の短縮、出張の制限、時間外労働の制限、労働負荷の制限、作業の転換、就業場所の変更、深夜業の回数の減少、昼間勤務への転換等の措置を講じる。
要休業	勤務を休む必要のあるもの	療養のため、休暇、退職等により一定期間勤務させない措置を講じる。

(2) 作業環境管理及び作業管理についての意見

健康診断の結果、作業環境管理及び作業管理を見直す必要がある場合には、作業環境測定の実施、施設又は設備の設置又は整備、作業方法の改善その他の適切な措置の必要性について意見を求めます。



2 体力の状況の把握

高年齢者の体力の状況を客観的に把握し必要な対策を行うため、主に高年齢者を対象とした体力チェックを継続的に実施することが望ましいこと。事業場の実情に応じて青年、壮年期から実施することが望ましいこと。



<体力チェックの範囲について>

歩行能力等の筋力、バランス能力、敏捷性等の労働災害に直接的に関与するもの
(事業場の実情に応じて全身持久力、感覚機能や認知機能等を含めて差し支えない)

体力チェックの方法の例示

- 厚生労働省が作成した「転倒等リスク評価セルフチェック票」
- 独立行政法人労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所が開発した
ステップテスト簡易体力測定、質問紙による全身持久力評価の手法
- 文部科学省が実施している新体力テスト等

厚生労働省作成
転倒等リスク評価セルフチェック票



実施事項 4

高年齢者の健康や体力の状況に応じた対応

1 個々の高年齢者の健康や体力の状況を踏まえた措置

健康や体力の状況を踏まえて必要に応じ就業上の措置を講じること。

2 高年齢者の状況に応じた業務の提供

- 高年齢者に適切な就労の場を提供するため、職場環境の改善を進めるとともに、働き方のルールを構築するよう努めること。
- 高年齢者の業務内容の決定の際は、健康や体力の状況に応じて、安全と健康の観点を踏まえた適合する業務とのマッチングに努め、継続した業務の提供に配慮すること。
- 高年齢者の治療と仕事の両立については「治療と就業の両立支援指針」に基づく取組に努めること。



「治療と就業の両立支援指針」



実施事項 5 安全衛生教育

1 高年齢者に対する教育

- 作業内容とそのリスクについての理解を得やすくするため、時間をかけ、写真や図、映像等の文字以外の情報も活用すること。
- 中でも、高年齢者が再雇用や再就職等により経験のない業種や業務に従事する場合には、特に丁寧な教育訓練を行うこと。



【教育内容の例】

- 身体機能等の低下が労働災害リスクにつながることの自覚
- 体力維持や生活習慣の改善の必要性
- その他以下事項の周知
 - ・ 骨密度が低いと転倒した際に骨折しやすくなり、労働災害リスクが高くなること
 - ・ 食事や運動などの適切な対応により骨密度を維持することができること
 - （骨粗鬆症検診について、地域で実施している場合もあり、必要に応じて受診できること）

2 管理監督者などに対する教育

管理監督者等に対し、高年齢者特有の特性と高年齢者の安全衛生対策について教育を行うこと。

- 行動に起因する災害に共通する教育や、腰痛や転倒に焦点を当てた教育の両方を行う
- 高年齢者が作業に慣れることで危機意識が薄くなること、体力に応じた作業の危険性等の気づきを促すこと
- 高年齢者が実際に働いている現場を見て、声がけすること等を通じ、作業に無理がないか等を把握



労使ともに身体機能等の低下が労働災害リスクにつながり得ることを理解し、労使が協力・連携の下、実施可能な対策を進めることが重要です

高年齢労働者の労働災害防止対策について(進め方1)

Ⅲ 高年齢労働者の安全と健康確保のためのチェックリスト

番 号	チ ョ ッ ク 項 目 （ 100 の「エイジアクション」 ）	結 果	
		優先度	
1 高年齢労働者の戦力としての活用			
1	高年齢労働者のこれまでの知識と経験を活かして、戦力として活用している。		
2 高年齢労働者の安全衛生の総括管理			
(1) 基本方針の表明			
2	高年齢労働者の対策も盛り込んで、安全衛生対策の基本方針の表明を行っている。		
(2) 高年齢労働者の安全衛生対策の推進体制の整備等			
3	高年齢労働者の対策も盛り込んで、安全衛生対策を推進する計画を策定している。		
4	加齢に伴う身体・精神機能の低下による労働災害発生リスクに対応する観点から、高年齢労働者の安全衛生対策の検討を行っている。		
5	高年齢労働者による労働災害の発生リスクがあると考える場合に、相談しやすい体制を整備し、必要に応じて、作業内容や作業方法の変更、作業時間の短縮等を行っている。		
3 高年齢労働者に多発する労働災害の防止のための対策			
(1) 転倒防止			
① つまずき、踏み外し、滑りの防止措置			
6	通路の十分な幅を確保し、整理・整頓により通路、階段、出入口には物を放置せず、足元の電気配線やケーブルはまとめている。		
7	床面の水たまり、氷、油、粉類等は放置せず、その都度取り除いている。		
8	階段・通路の移動が安全にできるように十分な明るさ（照度）を確保している。		
9	階段には手すりを設けるほか、通路の段差を解消し、滑りやすい箇所にはすべり止めを設ける等の設備改善を行っている。		
10	通路の段差を解消できない箇所や滑りやすい箇所が残る場合は、表示等により注意喚起を行っている。		
② 安全な作業靴の着用			
11	作業現場の環境に合った耐滑性があり、つまずきにくい作業靴を着用させている。		

エイジアクション100などのチェックリストを活用し、高年齢労働者の労働災害防止対策を進めていく上での問題点等を網羅的に把握する。

参考

中災防

エイジアクション100

高年齢労働者の安全と健康確保のためのチェックリスト



高年齢労働者の労働災害防止対策について(進め方2)

委員の構成、調査審議事項等

	安全委員会	衛生委員会
委員の構成	1 総括安全衛生管理者又は事業の実施を統括管理する者等(1名) 2 安全管理者※ 3 労働者(安全に関する経験を有する者)※	1 総括安全衛生管理者又は事業の実施を統括管理する者等(1名) 2 衛生管理者※ 3 産業医※ 4 労働者(衛生に関する経験を有する者)※
調査審議事項 (主要な事項を抜粋したものです。詳細については、労働安全衛生規則第21条及び第22条を参照してください。)	1 安全に関する規程の作成に関すること。 2 危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置のうち、安全に係るものに関すること。 3 安全に関する計画の作成、実施、評価及び改善に関すること。 4 安全教育の実施計画の作成に関すること。 など	1 衛生に関する規程の作成に関すること。 2 衛生に関する計画の作成、実施、評価及び改善に関すること。 3 衛生教育の実施計画の作成に関すること。 4 定期健康診断等の結果に対する対策の樹立に関すること。 5 長時間にわたる労働による労働者の健康障害の防止を図るための対策の樹立に関すること。 6 労働者の精神的健康の保持増進を図るための対策の樹立に関すること。 など
その他 (共通事項)	① 毎月一回以上開催すること。 ② 委員会における議事の概要を労働者に周知すること。 ③ 委員会における議事で重要なものに係る記録を作成し、これを3年間保存すること。	

安全衛生委員会等で、高年齢労働者の労働災害防止対策を調査審議する。

※ 1以外の委員については、事業者が委員を指名することとされています。なお、この内の半数については、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合はその労働組合(過半数で組織する労働組合がない場合は労働者の過半数を代表する者)の推薦に基づき指名しなければなりません。

高年齢労働者の労働災害防止対策について(進め方3)

令和 年(度) 安全衛生管理計画書(参考様式)

事業の名称				労働者数		男		女		計	
所在地				電話番号							
安全衛生委員会	労働者数 50人以上	総括安全衛生 管理者選任	有・無	安全管理者 選任	有・無	衛生管理者 選任	有・無	産業医選任	有・無		
	労働者数 50人未満	安全衛生推 進者選任	有・無	衛生推進 者選任	有・無	各作業主任 者選任	充足・不足・該当業務無し				
	安全衛生委員会の活動状況		構成人数		名、年間開催回数		回				

1. 労働災害の発生状況

労働災害発生状況		災 害 発 生 件 数					労働損失日数	延労働時間	災 害 率	
		死亡	休業4日以上	休業1~3日	小計	不詳			度数率	強度率
	R2年									
	R3年									
	R4年									
職業性疾病発生状況										
無災害継続状況		年 月 日から 日間 継続中								

2. 労働災害減少目標

(1) 安全衛生管理に関する基本方針(スローガン)

(2) 災 害 減 少 の 目 標

(3) 本年度の重点実施事項(目標)

3. 項目別実施計画

(1) 安全衛生管理体制の整備・強化に関する事項

実 施 事 項	実施時期	担当

(2) 作業環境の整備・改善、機械設備の点検・整備

	実 施 事 項	実施時期	担当
安全に関する事項			
労働衛生に関する事項			

(3) 作業方法の改善に関する事項

実 施 事 項	実施時期	担当

安全衛生管理計画書に高年齢労働者の労働災害防止対策の取組事項を記載し、計画的、組織的な取組を行う。

高年齢労働者の労働災害防止対策について(進め方 4)

▶ 安全衛生教育

1 雇入れ時、作業内容変更時の教育

事業者は、労働者（常時、臨時、日雇等雇用形態を問いません）を雇い入れたとき、又は労働者の作業内容を変更したときは、当該労働者に対し、その従事する業務に関する安全又は衛生のための教育を行う必要があります。（[労働安全衛生法第59条1項、2項](#) ）。

教育の具体的な内容は、以下のとおりです（[労働安全衛生規則第35条](#) ）が、業種によっては、(1)～(4)の事項を省略可能です。（省略可能となる業種も含め、詳細については最寄りの労働基準監督署にお問い合わせ下さい。）

- (1) 機械等、原材料等の危険性又は有害性及びこれらの取扱い方法に関すること。
- (2) 安全装置、有害物抑制装置又は保護具の性能及びこれらの取扱い方法に関すること。
- (3) 作業手順に関すること。
- (4) 作業開始時の点検に関すること。
- (5) 当該業務に関して発生するおそれのある疾病の原因及び予防に関すること。
- (6) 整理、整頓及び清潔の保持に関すること。
- (7) 事故時等における応急措置及び退避に関すること。
- (8) 前各号に掲げるものの他、当該業務に関する安全又は衛生のために必要な事項。

**雇入れ時等に高年齢労働者の労働災害防止対策も含めた安全衛生教育を行う。
また、**

高年齢労働者の労働災害防止対策について

改 善 前	改 善 後
	
軽量であり大きさも比較的小さいので、積み込み作業を高齢者1人で行っていた。	高齢者1人作業から、2人作業に変更した。

	
荷台が荷で一杯になった場合、作業者はトラックのあおりの上がり荷を移動させることがあり、転落するおそれがあった。	荷の積み方や運び上げる順番を改善し、トラックのあおりに上がり荷を移動させる作業をなくすようにした。

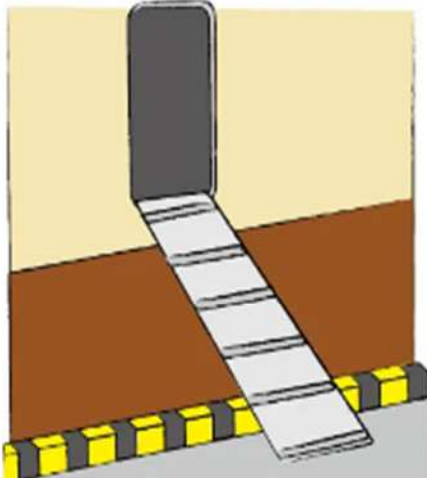
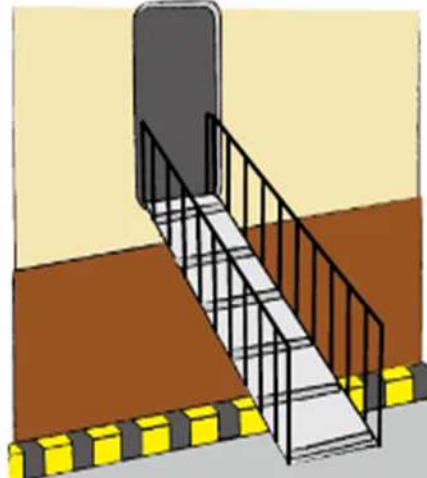
高年齢労働者の労働災害防止対策について

改 善 前	改 善 後
	
原料の合成樹脂ペレット（25kg 紙袋入り）を人力でカートに積み込み運搬していた。	人力で運搬可能な重量物においても必ず2人で取り扱うことにした。

	
成型機横に積まれた合成樹脂ペレットを成型機仕込み口まで人力で持ち上げてホッパーに仕込むという作業の連続で、腰への負担が大きかった。	移動式の電動リフターを倉庫及び加工場にそれぞれ設置し、運搬及び仕込み作業を半自動化した。

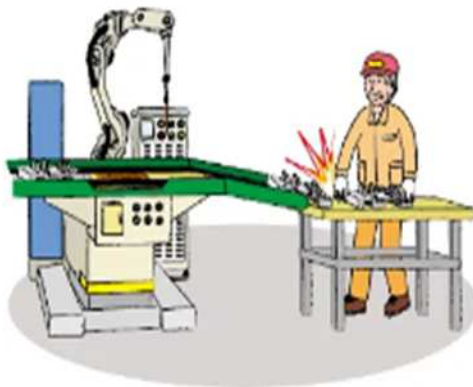
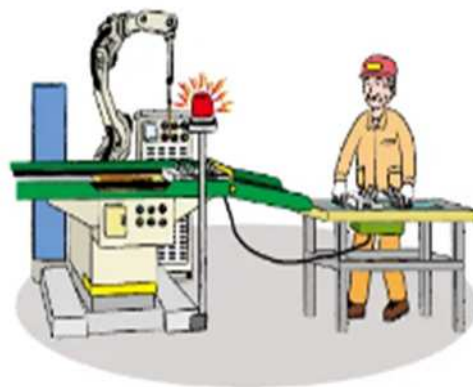
高年齢労働者の労働災害防止対策について

改善前	改善後
	
安全通路が確保されておらず、材料、工具等の置き方も雑然として整理整頓が不十分であった。	不用品を廃棄し、材料・工具等の置き場所を表示し、作業終了後の片付けを徹底した。

	
船舶への乗込み用歩み板に手すりがなく、墜落・転落するおそれがあった。	船舶への乗り込み用歩み板に手すりを設置した。

高年齢労働者の労働災害防止対策について

改 善 前	改 善 後
	
フォークリフトの走行通路が狭く、作業者の通行も頻繁で、避けようとして接触又は転倒するおそれがあった。	床面にフォークリフト通行帯と歩行者通行帯を分けたラインを表示し、フォークリフトの走行は一方通行とした。

	
次に出されるはずの製品が突然エリア外に出されてくることがあるため、チェック作業者に激突するおそれがあった。	電子センサーを装着し、品質チェックエリアに製品があるときは、次の製品を送らないような構造とした。

高年齢労働者の労働災害防止対策について

改 善 前	改 善 後
	
(1) 無線鉄塔の各部位の検査を行うとき、仮設足場などを設けずによじ登って検査作業を行っていたので墜落・転落のおそれがあった。 (2) 検査作業者は必要な工具をすべて、腰に携帯して作業していたため腰に負担がかかっていた。	(1) 柵の付いている作業床を設置した。安全帯を必ず使用させることとした。 (2) 検査作業に必要な工具は工具箱に入れて作業床まで運び、作業床上に工具箱を置いて必要な工具をその都度取り出して作業を行うようにした。

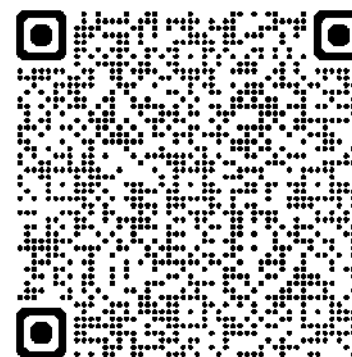
高年齢労働者の労働災害防止対策について

改善前	改善後
	
(1) 部品仕上げ作業の作業姿勢が前屈みで、腰に負担がかかっていた。 (2) 立ち作業で、部品を床に置かれたパレットに積載していく作業において、腰の曲げ伸ばしが繰り返されることにより、腰に負担がかかっていた。	(1) 部品仕上げ作業をする机の高さを作業姿勢にあった高さにするなどの改善を図った。 (2) 床に置いていたパレットを専用台車にあらかじめ載せておき、部品の積載作業において腰の曲げ伸ばしをなくし、腰への負担を軽減した。

	
作業指示や伝達事項の文字が小さく、高年齢労働者には判読しにくいものとなっていた。	掲示物については、高年齢労働者であっても容易に判読できるように文字サイズを大きくした。また、作業指示や作業方法の説明には、文章での説明だけでなく、写真や絵などを使って、理解しやすくした。

高年齢労働者の労働災害防止対策について

高年齢労働者に配慮した 職場改善事例 (製造業)



高齢労働者の労働災害防止対策について

動画

転倒災害の防止に係る動画を掲載しています。

ダウンロードはこちら

9. 大きくランジ



目的：前足の太ももの筋肉強化
後足の股関節（腸腰筋など）を伸ばす

左足を大きく踏み出したあと、ゆっくり体を沈めます

～転倒・腰痛予防！「いきいき健康体操」～
(4分15秒)



▼ 本文へ

テーマ別を探す

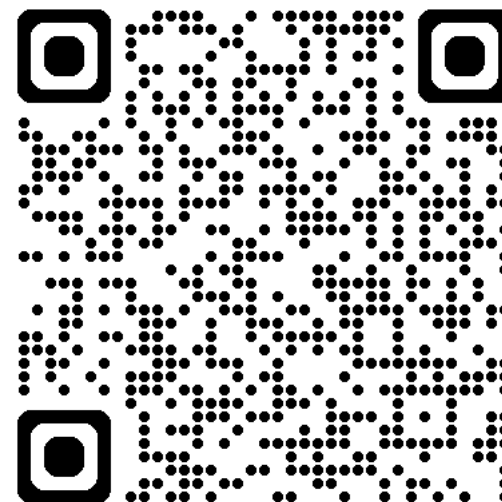
報道・広報

政策について

厚生労働省につ

[ホーム](#) > [政策について](#) > [分野別の政策一覧](#) > [雇用・労働](#) > [労働基準](#) > [安全・](#)

転倒災害の防止



高齢労働者の労働災害防止対策について

認知症予防

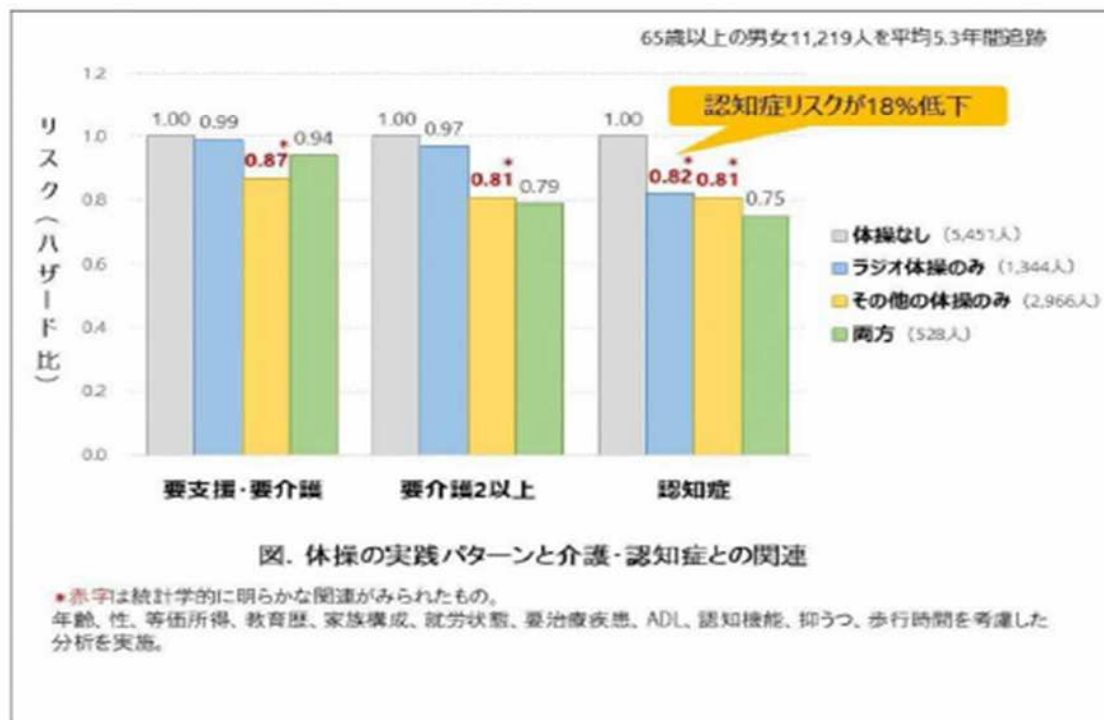


NPO法人
全国ラジオ体操連盟

ラジオ体操で認知症リスクが18%低下

～ラジオ体操以外の体操では要支援・要介護や認知症リスクが13～19%低下～

高齢者における体操（特にラジオ体操）の実践により、要介護および認知症のリスクを低下させる可能性が、世界で初めて明らかになりました。この研究は、全国19市町村に住む65歳以上の11,219人を対象に、平均5.3年間の追跡調査を実施しました。体操なしのグループと比べ、ラジオ体操のみのグループは認知症のリスクを18%低下、その他の体操のみのグループでは要支援・要介護リスクを13%低下、要介護2以上および認知症リスクをそれぞれ19%低下させることが確認されました。



高齢労働者の労働災害防止対策について

毎日の生活にちょい足し

かんぽ生命 日本郵政グループ

いつでも、どこでも、だれでも
**ラジオ体操で
毎日の生活に元気をプラス!**

無料

ラジオ体操
かんぽ生命

新登場!
「ラジオ体操」公式アプリ

Androidの方 iOSの方

たった3分!ラジオ体操の健康効果

ラジオ体操は

究極の3分間全身運動と呼ばれ、全身の650前後の筋肉のうち、**400ほど**が刺激できるといわれていて、運動不足の解消に適しています。誰もがやったことのあるラジオ体操は、正しいフォームで実施することで、さらに**運動効果を高める**ことができます。アプリで手軽に動作のポイントを意識して、より健康効果を高めましょう!

若々しい血管で
脳卒中や心臓病を
予防!

体内年齢が
20歳以上若く!

骨が丈夫で
健康に!
骨粗鬆症の予防

血行を促進!
首・肩のこり
腰痛を予防

呼吸機能の
低下を抑制!

※ラジオ体操は3分間、20歳以上74歳未満の成人を対象とした運動です。75歳以上高齢者は、ラジオ体操の動作を無理なく実施できるよう、動作の強度を調整して実施してください。ラジオ体操の動作は、ラジオ体操の公式アプリで確認してください。

ラジオ体操を毎日の生活に取り入れて健康で充実した日々を!//
さまざまな効果が期待されるラジオ体操をアプリで始めてみませんか?

アプリの無料は
画面へ▶

たった3分! ラジオ体操の健康効果

ラジオ体操は**究極の3分間全身運動**と呼ばれ、全身の650前後の筋肉のうち、**400ほど**が刺激できるといわれていて、運動不足の解消に適しています。誰もがやったことのあるラジオ体操は、正しいフォームで実施することで、さらに**運動効果を高める**ことができます。アプリで手軽に動作のポイントを意識して、より健康効果を高めましょう!

若々しい血管で
脳卒中や心臓病を
予防!

血行を促進!
首・肩のこり
腰痛を予防

体内年齢が
20歳以上若く!

骨が丈夫で
健康に!
骨粗鬆症の予防

呼吸機能の
低下を抑制!